

第五十九回
帝國議會
貴族院

輸出組合法中改正法律案特別委員會議事速記録第四號

昭和六年三月二十三日(月曜日)午後一時
四十五分開會

○委員長(侯爵大久保利武君)

サウスルト
是カラ開會イタシマス、皆サンニ御諮リ致
シマスガ、今日ハ議事進行ノ上カランシテ輸出
組合法案ト重要輸出品工業組合法、此兩案
ニ付テ尙ホ御質疑ガアレバ、御質疑ヲ願フ
コトニシテ、先ヅ此兩案ノ討論ヲシテ、今
日ハ採決ニ入りタイト思ウテ居リマスガ、
如何ナモノデゴザイマセウカ、議事ノ進行
上皆様ニ御諮リ致シマスガ……

〔結構デス〕賛成ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵大久保利武君)

ソレデヤ御
異議ナイモノト認メマシテ、今日此兩法案
ノ審議ヲ致スコトニ致シマシテ、御質問デ
モアレバ、御質問ヲ願ヒマスルシ、左モナ
ケレバ討論採決ニ進ミタイト思ヒマス、然
ルベク御合ミノ上デ御審議ヲ願ヒマス

○山崎龜吉君

チョット一言御尋ネ致シマ
スガ、唯今議題ニナッテ居リマスル此兩法案
ノ中、工業組合法ノ如キハ現在ノ重要物産
同業組合ノ一ツノ分レト見テモ宜イノデハ
ナイカト思ヒマスガ、若シ此工業組合法ガ
此場合ニ決定サレマスマヤウナコトニナリマ

シテ、サウシテ此商業ト云フ方面ノ組合ノ
改正ヲセラルル、政府ニ御考ガアルノデア
リマセウカ、其點ヲチョット伺ヒタイノデア
リマス

○國務大臣(侯孫一君)

ソレハ工業組合ガ
同業組合ノ分身デアアルカドウカト云フコト
ハ、是ハ見方ニ依ッテハサウモ言ヘマスガ、
全ク性質ノ異、タモノデアアルノデアリマス、
ト申シマスノハ同業組合ハ公益ノミノ團體
デ強制加入ヲ強ヒテ居ル、工業組合ハ經濟
的機能モ其團體ト云フ中ニ重要ナル位置ヲ
占メテ居ル、從テ任意ニセシメテ居ルト云
フコトデスカラ、全ク分身ト云フノデア
リマセヌノデス、マアソレハ兎モ角モ御尋
ネノ商業組合法ト云フモノヲ提案スル、又
立案スル意思ナキヤト云フコトニ付テハ商
業組合法ト云フモノヲ造リタイト云フ考ハ
有ッテ居リマスガ、マダ其提案ノ時機ニ達シ
マセヌカラ提案シマセナンダケレドモ、商
業組合モ矢張り經濟的團體トシテ造ル必要
ガアルデアラウト云フ考ハ有ッテ居ルト云
フコトヲ御諒承願ヒマス

○山崎龜吉君

是ハ御提案ノ説明デチヨ
ト伺ッテヤウデアリマスガ、一應御尋ヲ申上

ガテ置キタイト存ジマスガ、第九條ノ所謂
同種ノモノヲ取扱ッテ居ル即チ兼業ト言ヒ
マスカ、輸出ト内地向トヲ扱ッテ居リマス組
合、此組合員ガ此改正ニ依リマシテ同業組
合ニ加入ヲスベキコトノ……、是ハ加入ヲ
スルコトノ自由ト云フコトハ、サウ解釋シ
テ宜イノデアリマスガ

○國務大臣(侯孫一君)

輸出品ノ製作モヤ
テ居ル人ガ、同時ニ内地向ノ製品モ作ッテ居
ルト云フ場合ニ於テ、第九條ノ適用ガアル
カナキカノ問題デスネ

○山崎龜吉君

左様デス
ソレハ輸出ト云フ
モノニ對シテノ適用ヲ受ケル
○子爵土岐章君 一ツ伺ヒタイノデスガ、
組合ノ取扱ヒ商品ニ對シテノ検査ハ、政府
案デハ如何ナル方法デ其組合ニサセル御考
デスカ、現在ノ度量衡ノ検査ノ如ク御ヤリ
ニナル御考デスカ、ソレトモ自治的ニ其組
合ニ自由ニ検査ヲサセルト云フ御考デス
カ、検査ニ付テチヨット伺ヒタイ

○政府委員(吉野信次君)

組合ノ検査ニ付
キマシテハ大體御承知ノ通り國デ以テ或商
品ニ付テハヤッテ居ル、例ヘバ絹織物花筵ト

カ云フモノガ是デアリマス、或ハ一部分縣
デヤッテ居ルモノモアリマス、サウデナイモ
ノハ組合ノ自治的検査デアリマス、併シ檢
査ノ標準ニ付テハ或數種ノモノニ付テハ訓
令ヲ以テ検査ノ標準ヲ商工省デ自ラ定メテ
居ルモノモアリマス、定メナイモノニ付キ
マシテモ、商工省ニ於テ組合ノ自治的ニ定
メタモノノ主ナル事柄ニ付キ認可ヲスル、
例ヘバ定款ノ中ニ規定ヲ設ケシムルト云フ
風ニシテ、立前ハ自治検査ヲヤッテ居リマス
ルケレドモ、十分當局ハ干涉シヤルト云
フコトニ致シテ居リマス

○大川平三郎君

重要輸出品ト云フノヲ今
度重要工業ト改メタノデスガ、ソコデ統制
案ノ方ニハ重要産業トアリマス、片方デハ
重要産業デアリ、此方ハ重要工業デアアル
デスガ、此兩者ノ間ニドウ云フ相違ガアル
ノデスカ

○政府委員(吉野信次君)

統制法ノ方ハ工
業バカリデハゴザイマセヌ、ソコデ重要産
業トシテ廣イ字ヲ使ッテアリマス、ケレドモ
其重要産業ガ何ガ重要産業ニナルカト云フ
コトハ一々主務大臣ガ定メル譯デアリマシ
テ、工業ノ方ノ關係ハ商工大臣ガ定メルコ

トニナリマセウシ、又農業ノ方ノ關係ハ農
林大臣ガ定メルコトニナリマス、又組合法
ノ重要工産品ト云フモノハ是ハ商工大臣ガ
重要ナル工業品トシテ之ヲ指定スル

○大川平三郎君 サウシマスルト、重要産
業ノ方ハ成程農業ヲ含シテ居ル、コチラノ
重要工業ハ農業ヲ含シテ居ラヌト云フ意味
ニ解釋サレルノデアリマス

○政府委員(吉野信次君) 詰リ農業、バカリ
デアリマセヌガ、廣イ意味ニ重要産業ノ方
ハ解釋スル

○大川平三郎君 ドウ考ヘテモ此業域ガハッ
キリシナイ、重要工業ト云フモノヲ何トカ
別ノ名前ヲ求メタラドウカト云フコトヲ色
色考ヘテ見タガ、私ニドウモ宜イ考ガ出ナ
イノデアリマスガ、今ノ御答ニ依ッテモ何ダ
カハッキリシナイヤウナ氣持ガ致シマス、併
シ此場合他ニ適當ナ方法ガナイヤウデスカ
ラシテ……、ソレカラ此法ノ精神ハ生産ノ
コトハ工業組合ノ自治ニ依ッテ此統一ヲ圖
ル、ソレカラ新ニ生産シタモノヲ輸出スル、
其輸出ノ仕事ニ對シテハ輸出ノ方ノ組合ガ
出來ルト云フ意味デゴザイマスネ

○國務大臣(俵孫一君) サウ云フ意味デス
ガ、此工業組合ト云フノハ所謂中小工業デ

○大川平三郎君 尙ホ伺ヒタイト思ヒマス
ス

○國務大臣(俵孫一君) ヤッテ行ク力ノ小サイモノヲ求メテ、サウシ
テ一ツノ大キナ組合ニシ、サウシテソレニ
對シテ即チ組合ガ大キクナッテ來ルカラ、ソ
レニ對シテ資金ノ融通ノ方法等モ講ジテヤ
ルコトガ出來ルト云フ、今ノ中小工業者ニ
對シテ資金ノ融通ヲスル方法ナドモ餘リ危
險デ出來マセヌ、爲ニ組合ヲ組織サシテ其
組合ニ對シテ資金ノ融通ノ方法ヲ求メテヤ
ラウト云フ是ハ趣意趣意ナシデアリマセウ
カ

○國務大臣(俵孫一君) サウ云フ譯デス、
併ナガラ大工業ノ方モ成ルベク入ッテ貰フ
コトヲ希望シマスガ、ソレハ任意デスカラ、
入ラヌデモ宜イ譯デス

○大川平三郎君 此工業組合ト云フモノハ
各府縣ニマデ地區ヲ分ケマシテ、縣別ニ出
來テ、サウシテソレガ又縣ト縣トノ間ノ聯
合ヲ形ヅクル爲ニ聯合會ト云フモノヲ拵ヘ
サセルト云フ、是ハ精神デ出來テ居ルノデ
スカ

○國務大臣(俵孫一君) 大體ハサウデハア
リマスケレドモ、是ハ縣ノ區域ト限ッテハ居
リマセヌ、即チ二縣ヲ跨ガッテモ此工業組合
ハ出來得ルノデス、又出來タ實例モアリマ
ス

○大川平三郎君 此書類ニ付テ能ク私拜見
シマシタガ、現在ノ組合ナルモノハ皆相當
ノ働キヲシテ居ルヤウデゴザイマスナ、ソ
レデ今度ノ改正ト云フモノガ矢張り弊害ヲ
豫防スルト云フコト、竝ニ資金融通ノ方法
ヲ講ジテヤルト云フヤウナコトガ改正ノ目
的デアリヤウニ見エマスガ、左様ナモノデ
ゴザイマセウカ

○國務大臣(俵孫一君) 其通りデゴザイマ
ス、詰リ經濟的ノ方面ハ尙ホ融通力ヲ多ク
スル爲ニ各種ノ規定ノ補充ヲ致シマシタ、
公益方面カラ言フナラバ、先日モ御話申上
ゲタ如ク、豫防ト云フコトノアトニ加ヘテ、
事前ニ弊害ヲ矯正スルト云フ方ノ側モ加ヘ
タ、斯ウ云フコトニ相成ルノデアリマス

○大川平三郎君 是ハ皆組合ヲ造ルト造ラ
ヌトハ、各自ノ自發的ニ任カスト云フコト
デアリマセウケレドモ、必要ナ場合ニハ主
務大臣ガ命令ヲシテ組合ヲ拵ヘサセルト云
フコトハ出來ナイノデスカ

○國務大臣(俵孫一君) ソレハ規定ノ上デ
ハ出來マセヌ、出來マセヌガ、事實ノ運用
ニ於テソレハ又……

○大川平三郎君 勸誘ヲ……

○國務大臣(俵孫一君) 勸誘ノ仕方モゴザ
イマス

○山崎龜吉君 検査ノコトニ付テチヨット

○國務大臣(吉野信次君) 御尋ノ點ハ實ハ
當局トシテモ餘程苦心ヲシテ居ル點デアリ
マス、御承知ノ通り十餘リノモノニ付キマ
シテハ、重要輸出品ニ付キマシテ省令ガ出
テ居リマス、之ニ伴ッテ検査ノ標準ト云フモ
ノヲ商工省デ定メテ居リマス、御話ノ大部
分ノモノハ認識ノ検査ニ近イヤウナ實ハ標
準ナンデゴザイマス、ソレデドウモ其検査
ヲ致シマス時ニ正確ニ物差ヲ以テ計ルト云
フヤウナ科學的ナモノデナイモノデゴザイ
マスカラ、ソコラガ検査ガ多少、人ニ依ッテ
不統一ニナルト云フヤウナ非難モ出來ルデ
アラウト思ヒマス、ケレドモ成ルベク之ヲ
科學的ニ規定シタイト思ヒマスケレドモ、
硝子ナラ硝子デ火足ガ十分ナモノ……一體
硝子ヲ窺カラ取りマシテカラドレダケ經チ
マシタラ火足ガ十分カト云フヤウナコト
ヲ、時間ナリ温度ナリニ依ッテ表示スルコト
ガ困難ナ點デアリマス、ソコラハ検査員ノ
長イ間ノ經驗ニ依ッテヤルト云フコトヨリ

モウ仕方が無い、併シ御話ノ通り随分認識
検査ト云フモノニ付キマシテハ區々デゴザ
イマスカラ、成ルベク科學的ニシタイト思ッ
テ今研究中デアリマス

○山崎龜吉君 検査ヲサセル所謂検査員、

ソレハ結局其種類ヲ當嵌クタ……マア技術
家ト云ヒマスガ、或ハ實際家ト云フヤウナ
人ヲ勿論選任スル譯デセウケレドモ、ソレ
ハドウ云フ程度ノ人ニ許スコトニナリマス
カ

○政府委員(吉野信次君) 經費ノ都合ナド

モゴザイマシテ、實ハ私共ガ十分是ハト思
フ理想通りノ人ヲ得難イヤウナコトニナッ
テ居リマスガ、併シ實際問題ト致シマシテ
一ツノ組合ニ長ク居リマシテ、其方ヲ扱
ト云フヤウナ人ヲ成ルベク選ブ、斯ウ云フ
マア方針ヲ執テ居リマス

○委員長(侯爵大久保利武君) 中御門侯爵

ニ申上ゲマスガ、今日ハ輸出組合ノ改正案
トソレカラ重要輸出品工業組合法ノ改正案
ト、此兩案ヲ今日今審議中デ質問ニナッテ
居リマス、ドウカ左様御承知ヲ……

○伯爵樺山愛輔君 モウ大體質問ハ盡サレ

テ居ルト考ヘテ居リマスデスガ、私ハココ
デ質問切切ノ動議ヲ提出シタイト思ヒマス
〔賛成〕ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵大久保利武君) 樺山伯爵ノ

質問切切ノ動議ガ出マシテ段々御賛成モア
ルヤウデスガ、是デ質問ハ打切ト云フコト
ニ致シマス、是ヨリ討論ニ入ラウト思ヒマ
ス

○子爵土岐章君 私ハ重要輸出品工業組合

法申改正法律案竝ニ輸出組合法申改正法律
案ノ改正案ニ賛成スル者デアリマス、曩ニ
大正十四年以來本法律案ニ對シテ海外輸出
品ニ對シテ、著々實行ヲ見タノデアリマス
ルケレドモ、其實行ノ上ニ於テ、販路開拓
上我國ノ商品ガ優良デアツテモ、之ニ對シテ
統一ヲ缺イテ居リタト云フ點ガアリマシタ、

其他品質ガ一時ハ良クアツテモ、資金ノ缺乏

其他ニ於テ、或ハ輸送ノ上ニ於テ不利ナ點
ガアツタ爲ニ、隨分海外發展ヲ期シ難カッタ
ト云フ點ニ鑑ミテ、今日は等ノ點ニ對シテ
ノ統制ヲシタイト云フコトガ本案ノ改正ノ
趣旨ダト云フコトヲ認メマスルガ故ニ、私
ハ本案ニ對シテ賛成スル者デアリマス

○山崎龜吉君 私モ此兩法案ニハ賛成ヲ致

シマスノデスガ、是マデノ輸出向……國內
ノコトハ總テ取締ルト云フカ、或ハ其組合
ノ行爲ニ依ツテ割合ニ適當ナ方法ヲ以テ努
メラレテ居リマスケレドモ、外國ノ市場、
即チ仕向地ニ於テハ未ダ内地トノ聯絡ガ十

分デナイヤウニ考ヘルノデアリマス、從ッテ

此組合法ヲ實施スルニ當リマシテ、努メテ
其聯絡ヲ能ク講ジ、而シテ此組合法ヲ圓滿
ニ實施セラレルヤウニ致シタイト思フノデ
アリマス、要ハ大キイ商賣人又ハ小サイ商
賣人等ガ、一ツノ組合員トナリマス、兎
角其點ニ於テ統一ヲ缺ク嫌ヒガアリハシナ
イカ、萬一統一ヲ缺クヤウナコトニナリマ
シテハ、折角此組合法ノ效果ヲ傷ツクルヤ
ウナ憂ヒガアツテハナラヌト思ヒマスガ、努
メテ其點ヲ、當局ノ御注意ニ依ツテ效果ヲ舉
ゲシメルヤウナ風ニシタイト考ヘテ居リマ
ス

○大川平三郎君 私モ此改正案ニハ賛成ヲ

表スル者デアリマス、而シテ尙ホ一言希望
ヲ申上ゲタイト思フノハ、屢、商工大臣ノ
御説明ニモアリマシタ通り、此法ノ效果ハ
全ク其運用如何ニ依リマシテハ、折角此法
ガ出來マシテモ……餘程此運用ニ對シテ、
此目的ヲ達シマスルヤウニ、特ニ大臣ノ御
奮發ヲ願ヒタイ、殊ニ今ノ時勢ハ斯ウ云フ
コトヲドンドン實行シテ、目的ヲ達スルヤ
ウニヤツテ戴クト云フヤウナ、必要ナ場合ニ
臨ンデ居ルノデアリマス、特ニ其希望ヲ申
上ゲテ置キタイト思ヒマス

○委員長(侯爵大久保利武君) 皆様御意見

ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕賛成〔ト呼フ者アリ〕

○委員長(侯爵大久保利武君) ソレデヤ土

岐子爵カラ本案……
○子爵土岐章君 私一ツ申シ落シマシタ、
重要輸出品工業組合法申改正法律案ニ衆議
院ノ修正意見ガ附イテ居リマス、勿論衆議
院ノ修正意見通りデ差支ナイト云フ意味デ
ゴザイマスカラ、附加ヘテ申上ゲマス
〔賛成〕ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵大久保利武君) 土岐子爵カ

ラシテ賛成御意見ガ出テ、ソレゾレ皆様御
賛成ノコトト思ヒマスガ、全會一致デ兩案
トモ可決シタモノト見テ御異議ナイデスカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵大久保利武君) 兩案トモ全

會一致デ可決イタシマシタ、ソレデヤ是デ
兩案トモ決定シタ譯デスカラ、如何デセウ
カ、議事ノ進行ニ付テ皆様ノ御意見ヲ伺ヒ
タイト思ヒマス

○伯爵樺山愛輔君 此殘ッテ居ル統制ニ關

スル法律案ニ付キマシテハ、ナカノ意見
モ多イヤウデゴザイマスカラ、是ダケハド
ウシテモ明日ニ延シテ戴イタ方ガ宜クハナ
イカト考ヘテ居リマス、ソレデ今日ハ是デ
散會サレマシテ、サウシテ統制ニ關スル法

律案ダケハ明日ニ御延バン下サレタイト云

フ動議ヲ提出イタシマス

○山崎龜吉君 樺山伯ノ動議ニ賛成イタシマス

○服部金太郎君 賛成

○委員長(侯爵大久保利武君) ソレデハ樺

山君ノ動議ニ賛成ガ多イヤウデスカラ、本

日ハ是デ散會イタシマス

午後二時二十一分散會

出席者左ノ如シ

委員長 侯爵大久保利武君

副委員長 男爵中島久萬吉君

委員

侯爵中御門經恭君

伯爵樺山 愛輔君

子爵土岐 章君

服部金太郎君

菊池 恭三君

大川平三郎君

山崎 龜吉君

國務大臣

商工大臣 依 孫一君

政府委員

商工省工務局長 吉野 信次君

商工省貿易局長 立石 信郎君

商工書記官 長崎榮十郎君

臨時産業合理局事務官 竹内 可吉君